

○復興庁令第一号

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）及び東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

（東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正）

第一条 東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の

傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(地域協議会を組織した旨の公表)</p> <p>第七条 法第十三条第七項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 復興推進協議会（法第十三条第一項に規定する復興推進協議会をいう。次号及び第二十四条第一項第三号において「地域協議会」という。）の名称及び構成員の氏名又は名称</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(報告書の提出時期及び手続)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 認定地方公共団体（法第七条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。以下この条から第十九条までにおいて同じ。）は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定事業者（法第三十七条第一項に規定する指定事業者をいう。次項及び次条において同じ。）に対して、別記様式第二の二による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概</p>	<p>(地域協議会を組織した旨の公表)</p> <p>第七条 法第十三条第七項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 復興推進協議会（法第十三条第一項に規定する復興推進協議会をいう。次号、第二十三条第一号及び第三十一条第一項第三号において「地域協議会」という。）の名称及び構成員の氏名又は名称</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(報告書の提出時期及び手続)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 認定地方公共団体（法第七条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。以下この条から第二十六条までにおいて同じ。）は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定事業者（法第三十七条第一項に規定する指定事業者をいう。次項及び次条において同じ。）に対して、別記様式第二の二による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概</p>

要を記載した書面を交付するものとする。

3 (略)

(法第四十条第一項の指定法人の要件)

第十七条 法第四十条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 認定復興推進計画に定められた復興推進事業(法第二条第三項に規定する復興推進事業のうち、同項第二号イに掲げるものに限る。以下この条から第十九条までにおいて同じ。)のみを実施する法人であつて、当該認定復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域(法第四十条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域のうち、法第三十七条第一項の政令で定める区域に該当する区域をいう。)の区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること。

- 二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。第四号において「震災特例法」という。)第十八条の三第一項又は第二十六条の三第一項の規定に基づき再投資等準備金を積み立てようとする事業年度又は連結事業年度(第十号において「積立て年度」という。)において前号に規定する特定復興産業集積区域のみに事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫その他これらに類する施設(第十号において「事業所」という。)(区域外特定事業所を除く。)を有するものと見込まれること。

概要を記載した書面を交付するものとする。

3 (略)

(法第四十条第一項の指定法人の要件)

第十七条 法第四十条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 認定復興推進計画に定められた復興推進事業(法第二条第三項に規定する復興推進事業のうち、同項第二号イに掲げるものに限る。以下この条から第十九条までにおいて同じ。)のみを実施する法人であつて、当該認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域(法第四十条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域であつて、その全部又は一部が、その全部又は一部の区域が法第二条第三項第二号イに規定する地域である市町村の区域に含まれるものに限る。)の区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること。

- 二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。第四号において「震災特例法」という。)第十八条の三第一項又は第二十六条の三第一項の規定に基づき再投資等準備金を積み立てようとする事業年度又は連結事業年度(第十号において「積立て年度」という。)において前号に規定する復興産業集積区域のみに事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫その他これらに類する施設(第十号において「事業所」という。)(区域外特定事業所を除く。)を有するものと見込まれること。

三 次のイ又はロに該当するものであること。

イ 指定（法第四十条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十九条までにおいて同じ。）を受けようとする事業年度又は連結事業年度において当該指定に係る復興推進事業の用に供するために新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属施設並びに構築物の取得価額の合計額（以下ロにおいて単に「取得価額の合計額」という。）が三億円以上（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者若しくは同項第九号に規定する農業協同組合等（以下イにおいて単に「農業協同組合等」という。）又は同法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人である農業協同組合等を含む。以下この号において単に「中小企業者等」という。）については、三千万円以上）であること、又は三億円以上（中小企業者等については、三千万円以上）になると見込まれること。

ロ （略）

四〇九 （略）

十 区域外事業所（第一号に規定する特定復興産業集積区域の区域外にある事業所をいう。以下この条において同じ。）を有する場合は、次のいずれにも該当するものであること。

イ イット （略）

2 （略）

三 次のイ又はロに該当するものであること。

イ 指定（法第四十条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十九条までにおいて同じ。）を受けようとする事業年度又は連結事業年度において当該指定に係る復興推進事業の用に供するために新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属施設並びに構築物の取得価額の合計額（以下ロにおいて単に「取得価額の合計額」という。）が三億円以上（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第四項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等又は同法第六十八条の九第四項に規定する中小連結法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人である農業協同組合等を含む。以下この号において単に「中小企業者等」という。）については、三千万円以上）であること、又は三億円以上（中小企業者等については、三千万円以上）になると見込まれること。

ロ （略）

四〇九 （略）

十 区域外事業所（第一号に規定する復興産業集積区域の区域外にある事業所をいう。以下この条において同じ。）を有する場合は、次のいずれにも該当するものであること。

イ イット （略）

2 （略）

(削る)

(法第四十一条第一項の指定事業者の要件)

第二十条 法第四十一条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 指定（法第四十一条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）に係る復興推進事業（法第二条第三項に規定する復興推進事業のうち、同項第二号ハに掲げるものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を行うことについての適正かつ確実な計画（次号及び第二十二条第一項において「指定事業者事業実施計画」という。）を有すると認められること。

二 指定事業者事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること。

三 指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 指定に係る復興推進事業を安定して行うために必要な経済的基礎を有すること。

(報告書の提出時期及び手続)

第二十一条 法第四十一条第二項において読み替えて準用する法第三十七条第二項の規定による報告は、事業年度又は連結事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第六の一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

一 前年度の指定に係る復興推進事業の実施状況

(削る)

二 前年度の収支決算

三 前年度の指定に係る復興推進事業の用に供する賃貸住宅の取得等に
関する実績

2 認定地方公共団体は、前項の実施状況報告書に關し、指定に係る復興
推進事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の
提出を受けた日から原則として一月以内に、指定事業者（法第四十一条
第一項に規定する指定事業者をいう。次項及び次条において同じ。）に
對して、別記様式第六の二による当該事業を適切に実施していると認定
したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するも
のとする。

3 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定事業者に対し
て、別記様式第六の三によりその旨及びその理由を通知するものとする
。

（法第四十一条の規定による指定事業者の指定の申請手続等）

（削る）

第二十二條 指定を受けようとする個人事業者又は法人は、指定事業者事
業実施計画その他の事項について記載した別記様式第六の四による申請
書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを認
定地方公共団体に提出しなければならない。

一 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本又はこれ
に準ずるもの

二 申請者が法人である場合においては、定款及び登記事項証明書又は
これらに準ずるもの

- 三 第二十条各号に掲げる指定事業者の要件に該当する旨の別記様式第六の五による宣言書
- 四 前三号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類
- 2 認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、同項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。
- 3 認定地方公共団体は、指定をしたときは、第一項の個人事業者又は法人に対して、別記様式第六の六による指定書を交付するものとする。
- 4 認定地方公共団体は、指定をしないこととしたときは、第一項の個人事業者又は法人に対して、別記様式第六の七によりその旨及びその理由を通知するものとする。
- 5 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して九年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。
- 6 指定事業者である法人について合併又は分割があったときは、指定に係る復興推進事業の全部を承継した法人に係る前項の有効期間の満了の日は、第二十条各号に掲げる要件を欠くに至った場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定により付された当該指定の有効期間の満了の日（当該合併又は分割の当事者である法人のうちに指定事業者が二以上ある場合においては、これらの指定事業者に係る指定の有効期間の満了の日のうち最も早い日）とする。
- 7 指定事業者は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団

体に届け出なければならない。この場合において、指定事業者は、当該変更後の別記様式第六の四による申請書及び同項各号に掲げる書類に、当該変更の内容が分かる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

8| 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であっても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があつた場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して九年（当該指定の日が法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までである場合には、十五年）を超えない範囲内で変更することができる。

9| 認定地方公共団体は、法第四十一条第二項において読み替えて準用する法第三十七条第三項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

10| 認定地方公共団体は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があつた場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

11| 認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

12| 認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(削る)

(法第四十二条第一項の指定会社の要件)

第二十三条 法第四十二条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 地域協議会を構成する法人であること。
- 二 指定(法第四十二条第一項に規定する指定をいう。次条から第二十六条までにおいて同じ。)に係る復興推進事業(法第二条第三項に規定する復興推進事業のうち、同項第二号ニに掲げるものに限る。以下この条から第二十六条までにおいて同じ。)を行うことについての適正かつ確実な計画(次号及び第二十六条第一項において「指定会社事業実施計画」という。)を有すると認められること。
- 三 指定会社事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること。
- 四 中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であつて、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるものであること。
 - イ 復興推進計画の認定の日が最初の事業年度に属する会社又は復興推進計画の認定の日において最初の事業年度が開始していない会社復興推進事業の従事者の数が二人以上であり、かつ、当該従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が二分の一以上であること。
 - ロ 復興推進計画の認定の日において設立後最初の事業年度を経過している会社 次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 復興推進事業を行うために必要な資金の額を第二十五条第一項の規定による申請書の提出の日の属する事業年度の直前の事業年度（以下この号及び同条において「基準事業年度」という。）の営業費用の額で除して計算した割合が二分の一以上であること。

(2) 復興推進事業の従事者の数が二人以上であり、かつ、当該従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が二分の一以上であること。

(3) 基準事業年度における営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。

五 株主グループ（株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この号において同じ。）のうちその有する株式の総数が、投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものの有する株式の合計数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有する会社にあつては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。

六 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株券又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社以外の会社であること。

七 次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

イ 発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時雇用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人（次の(1)から(3)までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。）の所有に属している会社

(1) 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(2) 当該大規模法人及びこれと(1)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(3) 当該大規模法人並びにこれと(1)及び(2)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

ロ イに掲げるもののほか、発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社

八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年

(削る)

法律第二百二十二号) 第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと¹

(報告書の提出時期及び手続)

第二十四条 法第四十二条第二項において読み替えて準用する法第三十七条第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第七の一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

- 一 前年度の指定に係る復興推進事業の実施状況
- 二 前年度の収支決算
- 三 個人からの金銭による払込み(商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第二百二十八号) 附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。第二十六條において同じ。)を受けて新株を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約(第二十六條において「株式投資契約」という。)その他の資金の調達に関する実績

2 認定地方公共団体は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認めるときは、指定会社(法第四十二条第一項に規定する指定会社をいう。以下この条から第二十六条までににおいて同じ。)に対して、別記様式第七の二による当該事業を適切に実

施している」と認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3| 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定会社に対して、別記様式第七の三によりその旨及びその理由を通知するものとする。

4| 指定会社は、第二項の書面の交付を受けたときは、当該指定会社の株式を払込みにより取得した個人に対して、第一項の報告による当該書面の交付を受けた旨を証する書面を交付するものとする。

(法第四十二条の規定による指定会社の指定の申請手続等)

第二十五条 指定を受けようとする会社は、指定会社事業実施計画その他の事項を記載した別記様式第七の四による申請書に、当該会社の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 基準事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

三 基準事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付された法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

四 申請の日における株主名簿

五 常時使用する従業員数を証する書面

六 組織図

(削る)

- 七 第二十三条各号に掲げる指定会社の要件に該当する旨の別記様式第七の五による宣言書
- 八 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類
- 2 認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、同項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。
- 3 認定地方公共団体は、指定をしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第七の六による指定書を交付するものとする。
- 4 認定地方公共団体は、指定をしないこととしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第七の七によりその旨及びその理由を通知するものとする。
- 5 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して五年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。
- 6 前項の有効期間は、指定に係る復興推進事業が終了したときは、同項の規定にかかわらず終了するものとする。
- 7 指定会社は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。この場合において、指定会社は、当該変更後の別記様式第七の四による申請書及び同項各号に掲げる書類に、当該変更の内容が分かる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 認定地方公共団体は、法第四十二条第二項において読み替えて準用す

る法第三十七条第三項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

9 認定地方公共団体は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

10 認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

11 認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、指定会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(指定会社に係る株式の払込みの確認等)

第二十六条 指定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、株式投資契約その他の資金の調達に関する契約の締結状況について、別記様式第七の八の報告書を認定地方公共団体に提出するものとする。

2 指定会社により発行される株式を金銭による払込みにより取得を行ううとする個人が民法組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）を通じて取得した場合には、当該指定会社は、前項に掲げる書

(削る)

類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 当該民法組合等の組合契約書の写し
- 二 当該民法組合等が取得した当該株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面
- 三 別記様式第七の九による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面
- 3 認定地方公共団体は、第一項の報告書に関し、指定に係る復興推進事業が適切に実施される見込みであると認めるときは、指定会社に対し、別記様式第七の十による当該事業が適切に実施される見込みであると認定したことを証する書面を交付するものとする。
- 4 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定会社に対して、別記様式第七の十一によりその旨及びその理由を通知するものとする。
- 5 指定会社は、第三項の書面の交付を受けたときは、株式投資契約を締結した個人に対し、当該書面の交付を受けた旨を証する書面（次項において「認定書交付証明書」という。）を交付するものとする。
- 6 認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした指定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（当該指定

会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあつては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、別記様式第七の十二による申請書一通を認定地方公共団体の長に提出するものとする。

7 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 前条第三項の規定により交付を受けた指定書の写し

二 当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があつたことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

三 当該個人が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

四 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

五 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、株式投資契約を締結した契約書の写し

六 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

8 認定地方公共団体の長は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第七の十三による確認書を交付するものとする。

9 認定地方公共団体の長は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第七の十四によ

りその旨及びその理由を通知するものとする。

(法第四十四条第一項の指定金融機関の要件)

第二十条 法第四十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 復興特区支援貸付事業（法第二条第三項第三号に規定する復興特区支援貸付事業をいう。第二十四条第五項第二号において同じ。）を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。
- 二 法第四十四条第一項の指定を受けた日から一年以内に利子補給契約（同項に規定する利子補給契約をいう。次条及び第二十二條第二項において同じ。）に係る貸付けを行うことが見込まれること。

第二十一条～第二十三条 (略)

(法第四十四条の規定による指定金融機関の指定の申請手続等)

第二十四条 法第四十四条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第八の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 第二十条第一号に掲げる要件に適合することを証する書類

五 (略)

2～7 (略)

(法第四十四条第一項の指定金融機関の要件)

第二十七条 法第四十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 復興特区支援貸付事業（法第二条第三項第三号に規定する復興特区支援貸付事業をいう。第三十一条第五項第二号において同じ。）を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。
- 二 法第四十四条第一項の指定を受けた日から一年以内に利子補給契約（同項に規定する利子補給契約をいう。次条及び第二十九條第二項において同じ。）に係る貸付けを行うことが見込まれること。

第二十八条～第三十条 (略)

(法第四十四条の規定による指定金融機関の指定の申請手続等)

第三十一条 法第四十四条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第八の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 第二十七条第一号に掲げる要件に適合することを証する書類

五 (略)

2～7 (略)

(復興整備計画の作成等)

第二十五条 被災関連市町村（法第四十六条第一項に規定する被災関連市町村をいう。次項、第三十一条及び第三十二条第二項において同じ。）は、その区域の全部又は一部が法第四十六条第一項各号に掲げる地域のいずれに該当するかを明らかにして、復興整備計画（同項に規定する復興整備計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

2 法第四十六条第一項第三号に掲げる地域に該当する地域をその区域とする被災関連市町村（同項第一号又は第二号に掲げる地域に該当する地域をその区域とするものを除く。）は、同項第一号又は第二号に掲げる地域をその区域とする被災関連市町村等（法第四十六条第三項に規定する被災関連市町村等をいう。第二十七条第二項及び第二十九条第二項において同じ。）からの要請を受けて復興整備計画を作成するものとする。

(土地利用方針の記載事項)

第二十六条 法第四十六条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 復興整備事業（法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業をいう。次条第二項、第二十八条及び第三十一条において同じ。）のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図

(復興整備計画の作成等)

第三十二条 被災関連市町村（法第四十六条第一項に規定する被災関連市町村をいう。次項、第三十八条及び第三十九条第二項において同じ。）は、その区域の全部又は一部が法第四十六条第一項各号に掲げる地域のいずれに該当するかを明らかにして、復興整備計画（同項に規定する復興整備計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

2 法第四十六条第一項第三号に掲げる地域に該当する地域をその区域とする被災関連市町村（同項第一号又は第二号に掲げる地域に該当する地域をその区域とするものを除く。）は、同項第一号又は第二号に掲げる地域をその区域とする被災関連市町村等（法第四十六条第三項に規定する被災関連市町村等をいう。第三十四条第二項及び第三十六条第二項において同じ。）からの要請を受けて復興整備計画を作成するものとする。

(土地利用方針の記載事項)

第三十三条 法第四十六条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 復興整備事業（法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業をいう。次条第二項、第三十五条及び第三十八条において同じ。）のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図

第二十七条～第三十四条 (略)

(変更届出手続)

第三十五条 (略)

2 第三十二条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

第三十六条 (略)

(削る)

第三十四条～第四十一条 (略)

(変更届出手続)

第四十二条 (略)

2 第三十九条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

第四十三条 (略)

(復興のために必要な事業)

第四十四条 法第七十七条第二項第三号トの内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十一条に規定する義務教育諸学校等施設の整備に関する事業

二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第九十九条第一項に規定する埋蔵文化財の調査のために行う土地の発掘に関する事業

三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院の耐震改修に関する事業

四 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)第五条第二項第二号に規定する定住等及び地域間交流の促進に関する事業

五 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第二条第十五項に規定する一団地の津波防災拠点市街地形成施設の

整備に関する事業

- 六 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業
- 七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業
- 八 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に関する事業
- 九 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路の修繕に関する事業
- 十 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第一項に規定する住宅地区改良事業
- 十一 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽の整備に関する事業
- 十二 法第七十七条第二項第三号イからへまでに掲げる事業又は前各号に掲げる事業を実施する者に対し補助する事業
- 十三 その他内閣総理大臣が定める事業

（復興交付金事業計画の記載事項）

第四十五条 法第七十七条第二項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 復興交付金事業計画（法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画をいう。次条第一項及び第四十八条第一項において同じ。）の区域における被害の状況

（削る）

二 その他内閣総理大臣が必要と認める事項

(復興交付金の配分計画の作成)

第四十六条 内閣総理大臣は、特定市町村（法第七十七条第一項に規定する特定市町村をいう。次条及び第四十八条において同じ。）又は特定都道府県（同項に規定する特定都道府県をいう。次条及び第四十八条において同じ。）から、法第七十八条第一項の規定により復興交付金事業計画の提出を受けた場合は、復興交付金（同条第三項に規定する復興交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により同項に規定する交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する交付担当大臣と協議するものとする。

(復興交付金の交付の方法等)

第四十七条 復興交付金の交付の事務は、復興交付金事業等（法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等をいう。）ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長（次項及び第三項において「交付担当大臣」という。）が行う。

2 特定市町村又は特定都道府県は、交付担当大臣に交付の申請書その他の復興交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3 交付担当大臣は、特定市町村又は特定都道府県ごとに復興交付金を交付

(削る)

(削る)

するものとする。

4 前条及び前三項に定めるもののほか、復興交付金の交付の対象となる事業又は事務、復興交付金の交付の手続、復興交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

（復興交付金事業計画の実績に関する評価）

第四十八条 特定市町村又は特定都道府県は、復興交付金事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2 特定市町村又は特定都道府県は、前項の評価を行ったときは、その内容を遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

(削る)

別記様式第一〇一の八、中「第10条の2第1項の表の第1号の第4欄、第17条の2第1項の表の第1号の第4欄及び第25条の2第1項の表の第1号の第4欄」や「第10条第1項、第17条の2第1項及び第25条の2第1項」並びに「第10条の2第1項若しくは第3項」や「第10条第1項若しくは第3項」並びに「第1号に係る」や「建築物整備事業に係る」並びに「回覧表の八」(2)中「第10条の2第1項若しくは第3項」や「第10条第1項若しくは第3項」並びに「回覧表中」（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。」や

「注

(備

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に起因して令和3年3月31日までに取得又は製作
考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

若しくは建設をして事業の用に供することができなかった設備がある場合は、その設備名、設置予定地、取得
予定価額、用途及び事業内容を6.(2)に記載すること。

」
」

別記様式第11の4(取添)の9. 中「第10条の2第1項の表の第1号の第4欄、第17条の2第1項の表の第
1号の第4欄及び第25条の2第1項の表の第1号の第4欄」や「第10条第1項、第17条の2第1項及び第25条
の2第1項」並びに「第10条の2第1項若しくは第3項」や「第10条第1項若しくは第3項」並びに「第1号に係
る」や「建築物整備事業に係る」並びに「取添」(取添)の9. ②中「第10条の2第1項若しくは第3項」や
「第10条第1項若しくは第3項」並びに。

「注 新型コロナウイルス
別記様式第11の4(備考)用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。」や

(備考)用紙の大

ウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に起因して令和3年3月31日までに取得又は製作若しくは建設

きさは、日本産業規格A列4番とすること。

をして事業に関連する研究開発の用に供することができなかつた設備がある場合は、その設備名、設置予定地、取得予定価額、用途及び事業内容を6.(2)に記載すること。

に改める。

」

別記様式第五の六の(6) (7)及び注1中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同様の注2中「第42条の4第2項」を「第42条の4第8項第7号」及び「農業協同組合等又は同法第68条の9第2項」を「同項第9号に規定する農業協同組合等(注2において「農業協同組合等」という。)又は同法第68条の9第8項第6号」に改め、同様の注3の(11)中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改める。別記様式第六の一から別記様式第七の十四までを次のように改める。

別記様式第六の一から別記様式第七の十四まで 削除

(福島復興再生特別措置法施行規則の一部改正)

第二条 福島復興再生特別措置法施行規則(平成二十四年復興庁令第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がある

ものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

改正前

(福島復興再生計画の認定の申請)

第一条 福島県知事は、福島復興再生特別措置法(以下「法」という。

第七條第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第一による申請書その他の同条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

(新設)

- 一 法第五章第一節及び法第六章第一節の規定による規制の特例措置の適用を受ける主体の特定の状態を明らかにすることができる書類
- 二 法第七條第九項の規定により聴いた関係市町村長(福島復興再生計画(同条第一項に規定する福島復興再生計画をいう。次号において同じ。))に同条第九項各号に掲げる事項を定めようとする場合にあっては、関係市町村長及び同項各号に定める者)並びに同条第五項第一号及び第七項第二号に規定する実施主体の意見の概要
- 三 法第七條第十項の提案を踏まえた福島復興再生計画についての同条第一項の規定による認定の申請をする場合にあつては、当該提案

の概要

四 法第七条の二第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第十一条第一項の規定による提案と併せて法第七条第一項の規定による認定の申請をする場合にあつては、当該提案に係る書類の写し

五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

（法第七条第六項の復興庁令で定める分野）

第二条 法第七条第六項の復興庁令で定める分野は、次に掲げるものとする。

一 航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。）若しくは小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機をいう。）の開発、製造又は使用に関連する分野

二 再生可能エネルギー源（法第七条第二項第六号に規定する再生可能エネルギー源をいう。）の利用及びエネルギーの利用の高度化のための事業に関連する分野

三 環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する高度な技術に関する分野

四 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出（健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第一条に規定する健康

（新設）

・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出をいう。)を図る事業に関連する分野

五 宇宙の開発に関する技術開発の実施及びその成果の実用化の促進を図る事業に関連する分野

(認定福島復興再生計画の変更の認定の申請)

第三条 福島県知事は、法第七条の二第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定により認定福島復興再生計画(法第八条第一項に規定する認定福島復興再生計画をいう。次条において同じ。)の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第二による申請書に、第一条各号に掲げる図書のうち当該認定福島復興再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

(法第七条の二第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更)

第四条 法第七条の二第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定福島復興再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとする。

(公共施設等の機能を回復するための事業)

第五条 法第十七条第一項の復興庁令で定める事業は、次に掲げる施設

(新設)

(新設)

(公共施設等の機能を回復するための事業)

第一条 福島復興再生特別措置法(以下「法」という。)第十七条第一

について、点検、清掃、軽微な修理及び修繕その他当該施設の機能を回復するために必要な行為として内閣総理大臣が定めるものを行う事業とする。

一〇三 (略)

(生活環境整備事業の実施の方法等)

第六条 法第十七条第一項又は法第十七条の十六第一項の要請をしようとする者は、別記様式第三による要請書に参考となる事項を記載した書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

二〇四 (略)

(特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定の申請)

第七条 法第十七条の二第一項に規定する特定避難指示区域市町村(以下「特定避難指示区域市町村」という。)の長は、同項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第四による申請書その他の同条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一・二 (略)

三 特定復興再生拠点区域復興再生計画(法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。以下この条及び第十条において同じ。)の工程表及びその内容を説明した文書

四〇七 (略)

項の復興庁令で定める事業は、次に掲げる施設について、点検、清掃、軽微な修理及び修繕その他当該施設の機能を回復するために必要な行為として内閣総理大臣が定めるものを行う事業とする。

一〇三 (略)

(生活環境整備事業の実施の方法等)

第二条 法第十七条第一項又は法第十七条の十六第一項の要請をしようとする者は、別記様式第一の一による要請書に参考となる事項を記載した書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

二〇四 (略)

(特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定の申請)

第二条の二 法第十七条の二第一項に規定する特定避難指示区域市町村(以下「特定避難指示区域市町村」という。)の長は、同項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第一の二による申請書その他の同条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一・二 (略)

三 特定復興再生拠点区域復興再生計画(法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。以下同じ。)の工程表及びその内容を説明した文書

四〇七 (略)

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更の認定の申請)

第八条 特定避難指示区域市町村の長は、法第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定により認定特定復興再生拠点区域復興再生計画(法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。次条において同じ。)の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第五による申請書に、前条各号に掲げる図書のうち当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

(法第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更)

第九条 (略)

一 (略)

二 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事項の実施期間に影響を与えない場合における当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間の六月以内の変更

三 (略)

(特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成等の提案)

第十条 法第十七条の四第一項の規定により特定復興再生拠点区域復興

(特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更の認定の申請)

第二条の三 特定避難指示区域市町村の長は、法第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第六条第一項の規定により特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第一の三による申請書に、前条各号に掲げる図書のうち当該特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

(法第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更)

第二条の四 (略)

一 (略)

二 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画(法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。次号において同じ。)に記載された事項の実施期間に影響を与えない場合における当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間の六月以内の変更

三 (略)

(特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成等の提案)

第二条の五 法第十七条の四第一項の規定により特定復興再生拠点区域

再生計画の作成又は変更の提案を行うとする帰還・移住等環境整備推進法人（法第四十八条の十四第一項の規定により指定する帰還・移住等環境整備推進法人をいう。第十九条において同じ。）は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に特定復興再生拠点区域復興再生計画の素案を添えて、特定避難指示区域市町村の長に提出しなければならない。

（法第十八条第一項の復興庁令で定める事業）

第十一条 法第十八条第一項の復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 相当数の避難解除区域（法第四条第四号に規定する避難解除区域をいう。第三号において同じ。）の住民等を継続して雇用する事業
- 二・三 （略）
- 四 原子力災害（法第四条第三号に規定する原子力災害をいう。第十条において同じ。）により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業

（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定の申請）

第十二条 法第二十条第一項の規定による認定の申請をする個人事業者又は法人（以下この項及び次項において「申請者」という。）は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（同条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画をいう。以下この条において同

復興再生計画の作成又は変更の提案を行うとする帰還環境整備推進法人（法第四十八条の十四第一項の規定により指定する帰還環境整備推進法人をいう。第八条の二において同じ。）は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に特定復興再生拠点区域復興再生計画の素案を添えて、特定避難指示区域市町村の長に提出しなければならない。

（法第十八条第一項の復興庁令で定める事業）

第三条 法第十八条第一項の復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとして、同項に規定する企業立地促進計画に定められているものとする。

- 一 相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業
- 二・三 （略）
- 四 原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業

（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定の申請）

第四条 法第二十条第一項の規定による認定の申請をする個人事業者又は法人（以下この項及び次項において「申請者」という。）は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（法第二十条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画をいう。以下この条及び次

じ。）その他の事項について記載した別記様式第六による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

一・二 (略)

三 法第二十条第三項各号に掲げる基準に適合する旨の別記様式第七による宣言書

四・五 (略)

2 法第二十五条の規定の適用を受けようとする申請者は、事業予定地に係る避難指示の全てが解除された日から起算して三年を経過する日までの間に前項の申請書及び添付書類を福島県知事に提出するものとする。

3 (略)

4 認定事業者（法第二十条第四項に規定する認定事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）である法人について合併又は分割があったときは、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（同項に規定する認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画をいう。第六項において同じ。）に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を承継した法人に係る同条第二項第二号に規定する実施期間は、同条第三項各号に掲げる基準に適合しなくなった場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定による認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の実施期間とする。

5 (略)

条第一項において同じ。）その他の事項について記載した別記様式第二の一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

一・二 (略)

三 法第二十条第三項各号に掲げる避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の基準に適合する旨の別記様式第二の二による宣言書

四・五 (略)

2 法第二十五条の規定の適用を受けようとする申請者は、事業予定地に係る避難指示の全てが解除された日から起算して三年を経過する日までの間に第一項の申請書及び添付書類を福島県知事に提出するものとする。

3 (略)

4 認定事業者（法第二十条第四項に規定する認定事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）である法人について合併又は分割があったときは、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（同項に規定する認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画をいい、同項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この条及び次条において同じ。）に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を承継した法人に係る前項の実施期間は、法第二十条第三項各号に掲げる基準に適合しなくなった場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定による認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の実施期間とする。

5 (略)

6 認定事業者について相続、合併又は分割があったときは、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る避難解除等区域復興再生推進事業の相続人又は当該事業の全部を承継した法人（避難指示であつて法第四条第四号ロ又はハに掲げる指示であるものの対象となつた区域内に平成二十三年三月十一日において本店又は主たる事務所が所在していた者に限る。）に係る前項の積立金の積立期間は、法第二十条第三項各号に掲げる基準に適合しなくなつた場合を除き、相続、合併又は分割の前に同項の規定による認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に基づく積立金の積立期間とする。

（認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更の認定の申請）

第十三条 法第二十条第四項の規定により認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（同条第六項に規定する認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画をいう。以下この条において同じ。）の変更の認定を受けようとする認定事業者は、当該変更の内容その他の事項について記載した別記様式第八による申請書に前条第一項各号に掲げる書類のうち当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

2 認定事業者は、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従つて避難解除等区域復興再生推進事業を実施した後であっても、前項の申請において法第二十条第二項第二号に規定する実施期間に変更が

6 認定事業者について相続、合併又は分割があったときは、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る避難解除等区域復興再生推進事業の相続人又は当該事業の全部を承継した法人（避難指示であつて法第四条第四号ロ又はハに掲げる指示であるものの対象となつた区域内に平成二十三年三月十一日において本店又は主たる事務所が所在していた者に限る。）に係る前項の積立金の積立期間は、法第二十条第三項各号に掲げる基準に適合しなくなつた場合を除き、相続、合併又は分割の前に同項の規定による認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に基づく積立金の積立期間とする。

（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更の認定の申請）

第五条 法第二十条第四項の規定により避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更の認定を受けようとする個人事業者又は法人は、別記様式第二の三による申請書に第四条第一項各号に掲げる書類のうち当該避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

2 認定事業者は、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従つて避難解除等区域復興再生推進事業を実施した後であっても、前項の申請において前条第三項に規定する実施期間に変更があつた場合に

あつた場合には、当該実施期間の初日から起算して五年を超えない範囲内で変更することができる。

3 (略)

4 前条第四項及び第六項の規定は、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更の認定を受けた認定事業者について準用する。

(法第二十四条の復興庁令で定める労働者)

第十四条 法第二十四条の復興庁令で定める労働者は、原子力災害の被災者である労働者(以下「被災労働者」という。)とする。

第十五条 (略)

(住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業)

第十六条 法第三十三条第二項第二号トの復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。ただし、第四号から第六号までに掲げる事業にあつては、特定避難勧奨地点の設定の対象となつた区域(伊達市の区域内に存するものに限る。以下この条において同じ。)又はこれらの事業の実施に当たり特定避難勧奨地点の設定の対象となつた区域と密接不可分と認められる周辺の区域において実施されるものに限る。

一 一六 (略)

(移住等の促進に資するための事業)

第十七条 法第三十三条第二項第二号チの復興庁令で定める事業は、移

は、同項に規定する実施期間を、当該実施期間の初日から起算して五年を超えない範囲内で変更することができる。

3 (略)

(新設)

(新設)

第六条 (略)

(住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業)

第七条 法第三十三条第二項第二号ヘの復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。ただし、第四号から第六号までに掲げる事業にあつては、特定避難勧奨地点の設定の対象となつた区域(伊達市の区域内に存するものに限る。以下この条において同じ。)又はこれらの事業の実施に当たり特定避難勧奨地点の設定の対象となつた区域と密接不可分と認められる周辺の区域において実施されるものに限る。

一 一六 (略)

(新設)

住等（法第七条第三項第四号に規定する移住等をいう。）の促進に資するための事業であつて、次に掲げるものとする。

一 避難指示・解除区域（法第二十七条に規定する避難指示・解除区域をいう。以下この条において同じ。）の復興及び再生の推進に寄与する人材の確保又は起業を志望する者に対する支援のための事業

二 避難指示・解除区域における雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

三 避難指示・解除区域へ移住しようとする者又はした者の良好な生活環境の確保に関する事業

四 避難指示・解除区域市町村（法第三十三条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村をいう。第十九条において同じ。）又は福島県の体制整備に関する事業

五 避難指示・解除区域の復興及び再生を図るための広報活動を行う事業

六 その他内閣総理大臣が定める事業

（住民の帰還及び移住等の促進を図るための環境を整備するために必要な事業）

第十八条 法第三十三条第二項第二号リの復興庁令で定める事業は、次に掲げるもの（第六号及び第七号に掲げる事業にあつては、避難解除区域等（法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等をいう。以下この条及び第二十四条において同じ。）において実施されるものに限る。）とする。

（住民の帰還の促進を図るための環境を整備するために必要な事業）

第八条 法第三十三条第二項第二号トの復興庁令で定める事業は、次に掲げるもの（第七号及び第八号に掲げる事業にあつては、避難解除区域等（法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等をいう。以下同じ。）において実施されるものに限る。）とする。

(削る)

一〇八 (略)

2 帰還・移住等環境整備事業計画(法第三十三条第一項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画をいう。以下同じ。)に前項第六号又は第七号に掲げる事業に関する事項を記載する場合には、併せて、当該事業の実施区域を記載するものとする。

(帰還・移住等環境整備事業計画の作成等の提案)

第十九条 法第三十三条の二第一項の規定により帰還・移住等環境整備事業計画の作成又は変更の提案を行おうとする帰還・移住等環境整備推進法人は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に帰還・移住等環境整備事業計画の素案を添えて、避難指示・解除区域市町村の長に提出しなければならない。

(帰還・移住等環境整備交付金の配分計画の作成)

第二十条 内閣総理大臣は、避難指示・解除区域市町村等(法第三十四条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村等をいう。以下同じ。)から、同項の規定により帰還・移住等環境整備事業計画の提出を受けた場合は、帰還・移住等環境整備交付金(同条第三項に規定する帰還・移住等環境整備交付金をいう。次条において同じ。)の配分計画

一 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設の整備に関する事業

二〇九 (略)

2 帰還環境整備事業計画(法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画をいう。以下同じ。)に前項第七号又は第八号に掲げる事業に関する事項を記載する場合には、併せて、当該事業の実施区域を記載するものとする。

(帰還環境整備事業計画の作成等の提案)

第八条の二 法第三十三条の二第一項の規定により帰還環境整備事業計画の作成又は変更の提案を行おうとする帰還環境整備推進法人は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に帰還環境整備事業計画の素案を添えて、避難指示・解除区域市町村(法第三十三条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村をいう。)の長に提出しなければならない。

(帰還環境整備交付金の配分計画の作成)

第九条 内閣総理大臣は、避難指示・解除区域市町村等(法第三十四条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村等をいう。以下同じ。)から、同項の規定により帰還環境整備事業計画の提出を受けた場合は、帰還環境整備交付金(法第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金をいう。次条において同じ。)の配分計画を、次条第一項の規

を、次条第一項の規定により同項に規定する帰還・移住等環境整備交付金交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する帰還・移住等環境整備交付金交付担当大臣と協議するものとする。

(帰還・移住等環境整備交付金の交付の方法等)

第二十一条 帰還・移住等環境整備交付金の交付の事務は、帰還・移住等環境整備交付金事業等(法第三十四条第一項に規定する帰還・移住等環境整備交付金事業等をいう。)ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。第三十条第一項において同じ。) (次項及び第三項において「帰還・移住等環境整備交付金交付担当大臣」という。)が行う。

2 避難指示・解除区域市町村等は、帰還・移住等環境整備交付金交付担当大臣に交付の申請書その他の帰還・移住等環境整備交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3 帰還・移住等環境整備交付金交付担当大臣は、避難指示・解除区域市町村等にそれぞれ帰還・移住等環境整備交付金を交付するものとする。

4 前条及び前三項に定めるもののほか、帰還・移住等環境整備交付金

定により帰還環境整備交付金交付担当大臣(同項に規定する帰還環境整備交付金交付担当大臣をいう。次項において同じ。)が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、帰還環境整備交付金交付担当大臣と協議するものとする。

(帰還環境整備交付金の交付の方法等)

第十条 帰還環境整備交付金の交付の事務は、帰還環境整備交付金事業等(法第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等をいう。)ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長(次項及び第三項において「帰還環境整備交付金交付担当大臣」という。)が行う。

2 避難指示・解除区域市町村等は、帰還環境整備交付金交付担当大臣に交付の申請書その他の帰還環境整備交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3 帰還環境整備交付金交付担当大臣は、避難指示・解除区域市町村等にそれぞれ帰還環境整備交付金を交付するものとする。

4 前条及び前三項に定めるもののほか、帰還環境整備交付金の交付の

の交付の対象となる事業又は事務、帰還・移住等環境整備交付金の交付の手続、帰還・移住等環境整備交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

(帰還・移住等環境整備事業計画の実績に関する評価)

第二十二條 避難指示・解除区域市町村等は、法第三十四條第一項の規定により提出された帰還・移住等環境整備事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2 (略)

(法第三十六條の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第二十三條 確認（法第三十六條に規定する確認をいう。以下この条において同じ。）を受けようとする個人事業者又は法人（以下この条において「申請者」という。）は、平成二十三年三月十一日における当該申請者の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第九による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

3 福島県知事は、確認をしたときは、申請者に対して、別記様式第十による確認書を交付するものとする。

4 福島県知事は、確認をすることができないときは、申請者に対して

対象となる事業又は事務、帰還環境整備交付金の交付の手続、帰還環境整備交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

(帰還環境整備事業計画の実績に関する評価)

第十一條 避難指示・解除区域市町村等は、帰還環境整備事業計画（法第三十四條第一項の規定により提出されたものに限る。）の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2 (略)

(法第三十六條の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第十二條 確認（法第三十六條に規定する確認をいう。以下この条において同じ。）を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第三による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

3 福島県知事は、確認をしたときは、第一項の個人事業者又は法人に対して、別記様式第四による確認書を交付するものとする。

4 福島県知事は、確認をすることができないときは、第一項の個人事

、別記様式第十一によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5・6 (略)

7 福島県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、別記様式第十二により当該確認を受けていた個人事業者又は法人にその旨を通知するものとする。

8 福島県知事は、確認をした場合には、その旨、当該確認の日付及び当該確認を受けた個人事業者の氏名又は法人の名称を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は確認を取り消した場合も、同様とする。

9 (略)

(法第三十七条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第二十四条 確認（法第三十七条に規定する確認をいう。以下この条において同じ。）を受けようとする個人事業者又は法人（以下この条において「申請者」という。）は、平成二十三年三月十一日における当該申請者の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一〜三 (略)

2 申請者の申請については、当該申請者が被災労働者を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日等（当該区域が避難解除区域等となった日をいう。第四項において同じ。）以後に行うものとする。

業者又は法人に対して、別記様式第五によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5・6 (略)

7 福島県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、別記様式第六により当該確認を受けていた個人事業者又は法人にその旨を通知するものとする。

8 福島県知事は、確認をした場合には、その旨、確認の日付及び当該確認を受けた個人事業者の氏名又は法人の名称を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は確認を取り消した場合も、同様とする。

9 (略)

(法第三十七条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第十三条 確認（法第三十七条に規定する確認をいう。以下この条において同じ。）を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第七による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一〜三 (略)

2 確認を受けようとする個人事業者又は法人の申請については、当該個人事業者又は法人が法第四条第三号に規定する原子力災害の被災者である労働者（第四項において「被災労働者」という。）を雇用する

3 前条第二項から第九項までの規定は、第一項の確認について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第五項中「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「別記様式第十」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第四項中「別記様式第十一」とあるのは「別記様式第十五」と、同条第七項中「別記様式第十二」とあるのは「別記様式第十六」と読み替えるものとする。

4 確認を受けた個人事業者又は法人が、当該確認を受け被災労働者を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日等以後新たに避難解除区域等となった区域に当該事業所を移転し、若しくは新たに被災労働者を雇用する事業所を設置し、又は当該区域内に現に存する事業所において被災労働者を雇用する場合は、別記様式第十七による届出書に必要な書類を添えて、福島県知事に届け出ることができる。

5 (略)

6 前条第三項、第八項及び第九項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において同条第三項中「第一項」とあるのは、「第二十四条第一項」と読み替えるものとする。

(法第三十七条の復興庁令で定める労働者)

第二十五条 法第三十七条の復興庁令で定める労働者は、被災労働者と

事業所の所在地を含む区域の避難解除日等（当該区域が避難解除区域等となった日をいう。第四項において同じ。）以後に行うものとする。

3 前条第二項から第九項までの規定は、第一項の確認について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、同条第三項中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第八」と、同条第四項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第九」と、同条第七項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十」と読み替えるものとする。

4 確認を受けた個人事業者又は法人が、当該確認を受け被災労働者を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日等以後新たに避難解除区域等となった区域に当該事業所を移転し、若しくは新たに被災労働者を雇用する事業所を設置し、又は当該区域内に現に存する事業所において被災労働者を雇用する場合は、別記様式第十一による届出書に必要な書類を添えて、福島県知事に届け出ることができる。

5 (略)

6 前条第三項、第八項及び第九項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において同条第三項中「第一項」とあるのは、「第十三条第一項」と読み替えるものとする。

(新設)

する。

(法第三十八条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第二十六条 確認(法第三十八条に規定する確認をいう。)を受けよう

とする個人事業者又は法人(以下この条において「申請者」という。

)は、平成二十三年三月十一日における当該申請者の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第十八による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 第二十三条第二項から第九項までの規定は、前項の確認について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第五項中「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「別記様式第十」とあるのは「別記様式第十九」と、同条第四項中「別記様式第十一」とあるのは「別記様式第二十」と、同条第七項中「別記様式第十二」とあるのは「別記様式第二十一」と読み替えるものとする。

第二十七条 (略)

(生活拠点形成事業計画の添付書類)

第二十八条 法第四十六条第一項の規定により生活拠点形成事業計画(

法第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画をいう。次条第

一項及び第三十一条第一項において同じ。)を提出しようとする福島

(法第三十八条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第十四条 確認(法第三十八条に規定する確認をいう。)を受けようと

する個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第十二による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 第十二条第二項から第九項までの規定は、前項の確認について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、同条第三項中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第十三」と、同条第四項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第七項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十五」と読み替えるものとする。

第十五条 (略)

(生活拠点形成事業計画の添付書類)

第十六条 法第四十六条第一項の規定により生活拠点形成事業計画(法

第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画をいう。次条第一

項及び第十九条第一項において同じ。)を提出しようとする福島県等

県等（法第四十六条第一項に規定する福島県等をいう。以下同じ。）は、当該生活拠点形成事業計画に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二（略）

（生活拠点形成交付金の配分計画の作成）

第二十九条 内閣総理大臣は、福島県等から、法第四十六条第一項の規定により生活拠点形成事業計画の提出を受けた場合は、生活拠点形成交付金（同条第三項に規定する生活拠点形成交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により同項に規定する生活拠点形成交付金交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する生活拠点形成交付金交付担当大臣と協議するものとする。

第三十条（略）

（生活拠点形成事業計画の実績に関する評価）

第三十一条 福島県等は、法第四十六条第一項の規定により提出された生活拠点形成事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところ

（法第四十六条第一項に規定する福島県等をいう。以下同じ。）は、当該生活拠点形成事業計画に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二（略）

（生活拠点形成交付金の配分計画の作成）

第十七条 内閣総理大臣は、福島県等から、法第四十六条第一項の規定により生活拠点形成事業計画の提出を受けた場合は、生活拠点形成交付金（同条第三項に規定する生活拠点形成交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により生活拠点形成交付金交付担当大臣（同項に規定する生活拠点形成交付金交付担当大臣をいう。次項において同じ。）が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、生活拠点形成交付金交付担当大臣と協議するものとする。

第十八条（略）

（生活拠点形成事業計画の実績に関する評価）

第十九条 福島県等は、生活拠点形成事業計画（法第四十六条第一項の規定により提出されたものに限る。）の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣

により行うものとする。

2
(略)

(削る)

の定めるところにより行うものとする。

2
(略)

(産業復興再生計画の認定の申請)

第二十条 福島県知事は、法第六十一条第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第十六による申請書その他の法第六十一条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一 法第五章第一節の規定による規制の特例措置の適用を受ける主体の特定状況を明らかにすることができる書類

二 法第六十一条第四項の規定により聴いた関係市町村長及び同条第二項第三号に規定する実施主体の意見の概要

三 法第六十一条第五項の提案を踏まえた産業復興再生計画（同条第一項に規定する産業復興再生計画をいう。次条において同じ。）についての同条第一項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要

四 法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第十一条第一項の規定による提案と併せて法第六十一条第一項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該提案に係る書類の写し

五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

(削る)

(産業復興再生計画の変更の申請)
第二十一条 福島県知事は、法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定により産業復興再生計画の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第十七による申請書に、前条各号に掲げる図書のうち当該産業復興再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

(法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更)

第二十二条 法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定産業復興再生計画(法第六十一条第九項の規定により認定を受けた産業復興再生計画をいう。)の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとする。

第二十三条・第二十四条 (略)

(削る)

第三十二条・第三十三条 (略)

(法第七十四条第一項の復興庁令で定める事業分野)

第三十四条 法第七十四条第一項の復興庁令で定める事業分野は、次に掲げるものとする。

- 一 農林水産物の生産、加工、流通及び販売等に関する事業
- 二 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の福島(法第四条第一号に

(新設)

規定する福島をいう。)における観光の振興に資する事業

(法第七十五条の二の指定事業者の要件)

第三十五条 法第七十五条の二の復興庁令で定める要件は、次に掲げるものとする。

(新設)

一 指定(法第七十五条の二に規定する指定をいう。以下この条から第三十八条までにおいて同じ。)に係る特定事業活動(法第七十四条第一項に規定する特定事業活動をいう。以下同じ。)を行うことについての適正かつ確実な計画(以下この条及び第三十八条第一項において「特定事業活動指定事業者事業実施計画」という。)を有すると認められること。

二 特定事業活動指定事業者事業実施計画が提出特定事業活動振興計画(法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画をいう。)に適合するものであること。

三 特定事業活動指定事業者事業実施計画の内容が、指定に係る特定事業活動に関する収益の増加又は費用の減少に寄与するものであると認められること。

四 指定に係る特定事業活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

五 指定に係る特定事業活動を安定して行うために必要な経済的基礎を有すること。

(法第七十五条の二の復興庁令で定める減価償却資産)

第三十六条 法第七十五条の二の復興庁令で定める減価償却資産は、減

(新設)

価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)
別表第一の上欄に掲げる器具及び備品のうち、指定に係る特定事業
活動の実施のために必要不可欠なものであり、かつ、当該特定事業活
動の用に供することを直接の目的とするものとする。

(報告書の提出時期及び手続)

第三十七条 法第七十五条の四第一項の規定による報告は、事業年度又

(新設)

は連結事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様
式第二十二による実施状況報告書を提出して行うものとする。

一 前年度の指定に係る特定事業活動の実施状況

二 前年度の収支決算

三 前年度の指定に係る特定事業活動の用に供する機械及び装置、建
物及びその附属設備、構築物並びに前条に規定する減価償却資産の
取得等に関する実績

四 前年度の指定に係る特定事業活動の実施に伴う法第七十五条の三
第一号及び第二号に規定する労働者の雇用に関する実績

2 福島県知事は、前項の実施状況報告書に関し、必要があると認める
ときは、指定事業者(法第七十五条の二に規定する指定事業者をいう
。以下この条及び次条において同じ。)に対し、必要な資料を提出さ
せ、又は説明を求めることができる。

3 福島県知事は、第一項及び前項の実施状況報告書に関し、指定に係
る特定事業活動を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況

報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定事業者に対して、別記様式第二十三による当該事業活動を適切に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

4 福島県知事は、前項の認定をしないときは、指定事業者に対して、別記様式第二十四によりその旨及び理由を通知するものとする。

(法第七十五条の四第四項の規定による指定事業者の指定の申請手続等)

第三十八条 指定を受けようとする個人事業者又は法人（以下この条において「申請者」という。）は、特定事業活動指定事業者事業実施計画その他の事項について記載した別記様式第二十五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本又はこれに準ずるもの

二 申請者が法人である場合においては、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

三 第三十五条各号に掲げる指定事業者の要件に該当する旨の別記様式第二十六による宣言書

四 前三号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 福島県知事は、前項の規定による提出を受けたときは、同項の申請

(新設)

書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。

3| 福島県知事は、指定をしたときは、申請者に対して、別記様式第二十七による指定書を交付するものとする。

4| 福島県知事は、指定をしないこととしたときは、申請者に対して、別記様式第二十八によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5| 福島県知事は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して六年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。

6| 指定事業者である法人について合併又は分割があつたときは、指定に係る特定事業活動の全部を承継した法人に係る前項の有効期間の満了の日は、第三十五条各号に掲げる要件を欠くに至つた場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定により付された当該指定の有効期間の満了の日（当該合併又は分割の当事者である法人のうちに指定事業者が二以上ある場合においては、これらの指定事業者に係る指定の有効期間の満了の日のうち最も早い日）とする。

7| 指定事業者は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があつた場合は、遅滞なく、その旨を福島県知事に届け出なければならない。この場合において、指定事業者は、当該変更後の別記様式第二十五による申請書及び同項各号に掲げる書類に、当該変更の内容が分かる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

8| 福島県知事は、第三項の規定による指定書の交付をした後であつて

も、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があった場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して六年を超えない範囲内で変更することができる。

9 福島県知事は、法第七十五条の四第二項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

10 福島県知事は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

11 福島県知事は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

12 福島県知事は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(削る)

(法第八十二条において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更)

第二十五条 法第八十二条において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定重点推進計画(法第八十一条第六項の規定により認定を受けた重点推進計画をいう。)の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとす

る。

(法第八十四条第一項の復興庁令で定める事業)

第三十九条 法第八十四条第一項の復興庁令で定める事業は、法第七条

(新設)

第六項に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他の復興庁令で定める分野のいずれかに該当する事業であつて、次に掲げるものとする。

- 一 新たな製品若しくは新技術の研究開発の推進又はその成果の活用に資する事業
- 二 企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発若しくは提供に関する事業
- 三 先進的な技術の活用又は既存の技術の改良若しくは高度化による新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発若しくは提供に関する事業

(新産業創出等推進事業実施計画の認定の申請)

第四十条 法第八十五条の二第一項の規定による認定の申請をする個人

(新設)

事業者又は法人（以下この項及び次項において「申請者」という。）は、新産業創出等推進事業実施計画（同項に規定する新産業創出等推進事業実施計画をいう。第三項及び第四項において同じ。）その他の事項について記載した別記様式第二十九による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

一 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本又はこれに準ずるもの

二 申請者が法人である場合においては、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

三 法第八十五条の二第三項各号に掲げる基準に適合する旨の別記様式第三十による宣言書

四 前三号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 前項の申請に係る新産業創出等推進事業実施計画の実施期間は、五年を超えないものとする。

3 認定事業者（法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）である法人について合併又は分割があつたときは、認定新産業創出等推進事業実施計画（同項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画をいう。以下この項において同じ。）に係る新産業創出等推進事業の全部を承継した法人に係る同条第二項第二号に規定する実施期間は、同条第三項各号に掲げる基準に適合しなくなった場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定による認定を受けた新産業創出等推進事業実施計画の実施期間とする。

（認定新産業創出等推進事業実施計画の変更の認定の申請）

第四十一条 法第八十五条の二第四項の規定により認定新産業創出等推進事業実施計画（同条第六項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画をいう。以下同じ。）の変更の認定を受けようとする認定事業

（新設）

者は、当該変更の内容その他の事項について記載した別記様式第三十
一による申請書に前条第一項各号に掲げる書類のうち当該認定新産業
創出等推進事業実施計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添
えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

2| 認定事業者は、認定新産業創出等推進事業実施計画に従って新産業
創出等推進事業を実施した後であっても、前項の申請において法第八
十五条の二第二項第二号に規定する実施期間に変更があつた場合には
、当該実施期間の初日から起算して五年を超えない範囲内で変更する
ことができる。

3| 前条第三項の規定は、認定新産業創出等推進事業実施計画の変更の
認定を受けた認定事業者について準用する。

第四十二条 法第八十五条の四の規定により報告を求められた認定事業
者は、福島県知事から、認定新産業創出等推進事業実施計画の実施状
況に関し、報告を求められたときは、報告書を提出しなければならな
い。

2| 福島県知事は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書
の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

(法第八十五条の五の復興庁令で定める減価償却資産)

第四十三条 法第八十五条の五の復興庁令で定める減価償却資産は、減
価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一の上欄に掲げる器具及
び備品のうち、認定新産業創出等推進事業実施計画に係る新産業創出

(新設)

(新設)

等推進事業の実施のために必要不可欠なものであり、かつ、当該新産業創出等推進事業の用に供することを直接の目的とするものとする。

(法第八十五条の七の復興庁令で定める労働者)

第四十四条 法第八十五条の七の復興庁令で定める労働者は、次に掲げる者とする。

一 被災労働者

二 次に掲げる者(前号に掲げる者を除く。)

イ 平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域(法第七条第六項に規定する福島国際研究産業都市区域をいう。ロにおいて同じ。)内に所在する事業所に雇用されていた者

ロ 平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域内に居住していた者

三 認定事業者の事業所において雇用する労働者のうち、次に掲げる者(前二号に掲げる者を除く。)

イ 当該事業所において令和三年四月一日以後に雇用された労働者のうち、新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者

ロ 当該事業所において令和三年四月一日前に雇用された労働者のうち、同日以後において新たに新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者

(新設)

別記様式第一の一から別記様式第十七までを次のように改める。

別記様式第 1（第 1 条関係）

福島復興再生計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

知事の氏名

福島復興再生特別措置法第 7 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、下記のとおり福島復興再生計画について認定を申請します。

注 福島復興再生特別措置法第 7 条第 1 項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同法附則第 3 条に規定する措置」の文字を、同法附則第 3 条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第 7 条第 1 項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

福島復興再生計画

- 1 原子力災害からの福島の復興及び再生の基本的方針に関する事項
- 2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項
- 3 特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項
- 4 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために実施すべき施策に関する事項
- 5 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進を図るために実施すべき施策に関する事項
- 6 再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために実施すべき施策に関する事項
- 7 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する事項
- 8 その他福島の復興及び再生に関し必要な事項

別記様式第2（第3条関係）

福島復興再生計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

知事の氏名

年 月 日付けで認定を受けた福島復興再生計画について下記のとおり変更したいので、福島復興再生特別措置法第7条の2第1項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の規定及び福島復興再生特別措置法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

注1 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

- 2 福島復興再生特別措置法第7条の2第1項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び福島復興再生特別措置法附則第3条に規定する措置」の文字を、福島復興再生特別措置法附則第3条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「福島復興再生特別措置法第7条の2第1項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の規定及び」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第3（第6条関係）

年 月 日

内閣総理大臣 殿

施設管理者の氏名

福島避難解除等区域等生活環境整備事業実施の要請について

福島復興再生特別措置法第17条第1項及び同法第17条の16第1項並びに福島復興再生特別措置法施行規則第6条第1項の規定に基づき、下記の生活環境整備事業の実施を要請します。

記

（事業名）

特定復興再生拠点区域復興再生計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

特定避難指示区域市町村の長の氏名

福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第17条の2第1項の規定及び法附則第3条に規定する措置に基づき、特定復興再生拠点区域復興再生計画について認定を申請します。

注 法第17条の2第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び法附則第3条に規定する措置」の文字を、法附則第3条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第17条の2第1項の規定及び法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

特定復興再生拠点区域復興再生計画

作成主体の名称：

- 1 特定復興再生拠点区域の区域
- 2 特定復興再生拠点区域復興再生計画の意義及び目標
- 3 特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間
- 4 土地利用に関する基本方針
- 5 産業の復興及び再生に関する事項

- 6 道路その他の公共施設の整備に関する事項
- 7 生活環境の整備に関する事項
- 8 土壌等の除染等の措置（法第17条の2第1項第1号に規定する土壌等の除染等の措置をいう。）、除去土壌の処理（同条第2項第8号に規定する除去土壌の処理をいう。）及び廃棄物の処理（同号に規定する廃棄物の処理をいう。）に関する事項
- 9 その他特定復興再生拠点区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

特定避難指示区域市町村の長の氏名

年 月 日付けで認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画について下記のとおり変更したいので、福島復興再生特別措置法第17条の3において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の規定及び福島復興再生特別措置法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

注1 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

- 2 福島復興再生特別措置法第17条の3において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び福島復興再生特別措置法附則第3条に規定する措置」の文字を、福島復興再生特別措置法附則第3条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「福島復興再生特別措置法第17条の3において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の規定及び」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

認定申請書

年 月 日

福島県知事 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

福島復興再生特別措置法第20条第1項に規定する認定を受けたいので、福島復興再生特別措置法施行規則第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
2. 個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事業所の所在地
3. 設立年月日（法人に限る。）
4. 避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（別紙）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6（別紙）（第12条関係）

避難解除等区域復興再生推進事業実施計画

1. 避難解除等区域復興再生推進事業（以下「事業」という。）の目標
 - （1）目標
 - （2）提出企業立地促進計画に掲げる目標との関係性
2. 事業の内容及び実施期間
 - （1）内容
 - （イ）事業の名称
 - （ロ）具体的な内容
 - （ハ）事業を行おうとする所在地及び事業所名
 - （ニ）事業の属する業種名（日本標準産業分類）
 - 大分類：
 - 中分類：
 - 小分類：
 - （2）実施期間
3. 事業の実施体制
 - （1）実施体制
 - （2）事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する事項
 - （イ）実施期間全体における設備投資予定額 総計 千円
 - （ロ）年度別内訳（別紙1）
 - （3）原子力発電所事故により避難の対象となった労働者等の雇用及び当該労働者等に対して支給する給与に関する事項
 - （イ）実施計画全体における予定延べ雇用者数 総数 人
 - （ロ）（イ）の雇用者に対して支給する給与等の支給予定額 総計 千円
 - （ハ）年度別内訳（別紙2）
4. 事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法等
 - （1）事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - （イ）実施計画全体における事業の実施に要する資金の見込額 総計 千円
 - （ロ）（イ）の見込額のうち、施設の新設等のために積み立てる資金の調達予定額 総計 千円
 - （ハ）（イ）の見込額の調達方法
 - （ニ）年度別内訳
 - （2）福島復興再生特別措置法第25条の規定の適用を受けようとする場合においては、事業の用に供する施設の新設等に要する費用の支出に充てるための準備金の積立期間

注 2.（1）（ハ）の「事業を行おうとする所在地及び事業所」が、福島復興再生特別措置法施行規則第12条第1項第4号ロ(1)の「施設の新設等をする予定地」と異なる場合には、「施設の新設等をする予定地」を別途記載してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

設備投資の年度別内訳（機械及び装置、建物及びその附属設備並び構築物）

事業名

番号	取得年度 ※	建 物		機 械 及 び 装 置、 建 物 の 附 属 設 備 並 び に 構 築 物			所 要 資 金 額 合 計 (千円)	設 置 予 定 地	供 用 開 始 予 定 年 月 日	用 途	事 業 内 容	備 考	
		規 模 (延床面積) (㎡)	所 要 資 金 額 (千円)	内 容									所 要 資 金 額 (千円)
				名 称	数 量	単 価 (千円)							
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
所 要 資 金 額 合 計													

※ 事業年度（個人事業者は暦年）ごとの設備投資に係る計画を全て記載すること。

原子力災害の被災者である労働者等の雇用に関する事項（年度別内訳）

事業名

--

年度 ※1	予定避難対象雇用者等 (人)			給与等予定支給額 ※2 (千円)		
	避難解除区域等内 所在事業所勤務者	避難解除区域等内 居住者	小 計	避難解除区域等内 所在事業所勤務者	避難解除区域等内 居住者	小 計
合 計						

※1 事業年度（個人事業者は暦年）ごとの計画を全て記載すること。

※2 避難対象雇用者等に支給され、所得金額の計算上損金に算入されるものに限りに、事業年度（個人事業者は暦年）ごとに区分して記載すること。

別記様式第7（第12条関係）

認定基準に関する宣言書

年 月 日

福島県知事 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

私（当社）は、福島復興再生特別措置法第20条第1項に規定する認定を申請するに当たり、同条第3項各号に掲げる避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の基準に適合することを宣言します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

変更認定申請書

年 月 日

福島県知事 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、福島復興再生特別措置法第20条第4項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 変更事項

変更前	変更後

2. 変更の趣旨及び理由

計画変更に至った背景等を具体的に記載すること。

3. 変更後の避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（別紙）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

確認申請書

年 月 日

福島県知事 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

福島復興再生特別措置法第36条に規定する確認を受けたいので、福島復興再生特別措置法施行規則第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
2. 平成23年3月11日における個人事業者又は法人の事業所の所在地（避難指示の対象となった区域内に限る。）
3. 個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事業所の所在地

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

確 認 書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事の氏名

年 月 日付けの確認申請について、下記のとおり避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日において事業所が所在していたことの確認をしましたので、福島復興再生特別措置法施行規則第23条第3項の規定に基づき、確認書を交付します。

記

1. 平成23年3月11日における事業所の所在地

- | |
|--|
| <p>(1) この確認が行われたことについては、福島県のホームページにおいて公表します。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの確認書を返納してください。</p> |
|--|

(備考) ・用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

・確認申請書の記載内容に変更があった場合は、別途届け出ること。

別記様式第 1 1 (第23条関係)

福島復興再生特別措置法第36条に規定する確認をすることができない旨の通知書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事の氏名

年 月 日付けの確認申請については、下記の理由により確認をすることができませんので、福島復興再生特別措置法施行規則第23条第4項の規定に基づき、その旨通知します。

記

確認をすることができない理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第 1 2 (第23条関係)

福島復興再生特別措置法第36条に規定する確認を取り消す旨の通知書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事の氏名

年 月 日付けで交付した確認書については、下記の理由によりその確認を取り消しましたので、福島復興再生特別措置法施行規則第23条第7項の規定に基づき、その旨通知します。

記

確認を取り消す理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

確認申請書

年 月 日

福島県知事 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

福島復興再生特別措置法第37条に規定する確認を受けたいので、福島復興再生特別措置法施行規則第24条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
2. 平成23年3月11日における個人事業者又は法人の事業所の所在地（避難指示の対象となった区域内に限る。）
3. 個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事業所の所在地

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

確 認 書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事の氏名

年 月 日付けの確認申請について、下記のとおり避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日において事業所が所在していたことの確認をいたしましたので、福島復興再生特別措置法施行規則第24条第3項において準用する同規則第23条第3項（同規則第24条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、確認書を交付します。

記

1. 平成23年3月11日における事業所の所在地

(福島復興再生特別措置法施行規則第24条第6項において同規則第23条第3項を準用する場合)

2. 福島復興再生特別措置法施行規則第24条第4項の届出に係る新たに避難解除区域等となった区域の避難解除日等

- | |
|--|
| <p>(1) この確認が行われたことについては、福島県のホームページにおいて公表します。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの確認書を返納してください。</p> |
|--|

(備考) ・用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

・確認申請書の記載内容に変更があった場合は、別途届け出ること。

別記様式第15（第24条関係）

福島復興再生特別措置法第37条に規定する確認をすることができない旨の通知書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事の氏名

年 月 日付けの確認申請については、下記の理由により確認をすることができませんでしたので、福島復興再生特別措置法施行規則第24条第3項において準用する同規則第23条第4項の規定に基づき、その旨通知します。

記

確認をすることができない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第16（第24条関係）

福島復興再生特別措置法第37条に規定する確認を取り消す旨の通知書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事の氏名

年 月 日付けで交付した確認書については、下記の理由によりその確認を取り消しましたので、福島復興再生特別措置法施行規則第24条第3項において準用する同規則第23条第7項の規定に基づき、その旨通知します。

記

確認を取り消す理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第17（第24条関係）

福島復興再生特別措置法施行規則第24条第4項に基づく届出書

年 月 日

福島県知事 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

新たに避難解除区域等となった区域に係る福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第37条に規定する確認を受けたいので、福島復興再生特別措置法施行規則第24条第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 法第37条に規定する確認を受け被災労働者を雇用した個人事業者又は法人の事業所の所在地、当該所在地を含む区域の避難解除日等及び福島県知事の確認日

確認を受け被災労働者を雇用した事業所の所在地	左記所在地を含む区域の避難解除日等	福島県知事の確認日

2. 1の所在地を含む区域の避難解除日等以後新たに避難解除区域等となった区域における事業所の所在地及び当該所在地を含む区域の避難解除日等

新たに解除された区域における事業所の所在地	左記所在地を含む区域の避難解除日等

（添付書類） 1及び2について事業所の所在地の住所が分かる書類を添付すること。

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

確認申請書

年 月 日

福島県知事 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

福島復興再生特別措置法第38条に規定する確認を受けたいので、福島復興再生特別措置法施行規則第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
2. 平成23年3月11日における個人事業者又は法人の事業所の所在地（避難指示の対象となった区域内に限る。）
3. 個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事業所の所在地

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

確 認 書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事の氏名

年 月 日付けの確認申請について、下記のとおり避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日において事業所が所在していたことの確認をしましたので、福島復興再生特別措置法施行規則第26条第2項において準用する同規則第23条第3項の規定に基づき、確認書を交付します。

記

平成23年3月11日における事業所の所在地

- (1) この確認が行われたことについては、福島県のホームページにおいて公表します。
- (2) 偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの確認書を返納してください。

- (備考) ・用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- ・確認申請書の記載内容に変更があった場合は、別途届け出ること。

別記様式第20（第26条関係）

福島復興再生特別措置法第38条に規定する確認をすることができない旨の通知書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事の氏名

年 月 日付けの確認申請については、下記の理由により確認をすることができませんので、福島復興再生特別措置法施行規則第26条第2項において準用する同規則第23条第4項の規定に基づき、その旨通知します。

記

確認をすることができない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第21（第26条関係）

福島復興再生特別措置法第38条に規定する確認を取り消す旨の通知書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事の氏名

年 月 日付けで交付した確認書については、下記の理由によりその確認を取り消しましたので、福島復興再生特別措置法施行規則第26条第2項において準用する同規則第23条第7項の規定に基づき、その旨通知します。

記

確認を取り消す理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第二十一の次に次の十様式を加える。

特定事業活動に関する実施状況報告書

年 月 日

福島県知事 殿

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名

福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第75条の2に規定する指定（年 月 日付け）を受けた特定事業活動について、法第75条の4第1項の規定に基づき、年 月 日から年 月 日まで（指定を受けた日の属する事業年度（個人事業者は暦年）から起算して第 事業年度）の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 特定事業活動の内容
2. 特定事業活動の実施場所
3. 特定事業活動指定事業者事業実施計画期間及び指定の有効期間
4. 特定事業活動の実施状況
5. 収支決算
6. 特定事業活動の用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する実績
 - (1) 報告対象年度内の設備投資実績額 総計 千円
 - (2) 内訳（別紙1及び2）
 - (3) 各年度の設備投資実績額（千円）

年度	年度	年度	年度	年度	年度
投資額					

7. 被災雇用者等の雇用に関する実績
 - (1) 報告対象年度内の延べ雇用者数 人
 - (2) 内訳

事業所所在地	雇用者数

- (3) 各年度の雇用実績（人）

年度	年度	年度	年度	年度	年度
雇用者数					

8. 資金の調達に関する実績
 - (1) 事業の実施に要する資金額 千円
 - (2) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

設備投資実績の内訳（機械及び装置、建物及びその附属設備並び構築物）

事業名

番号	建 物		機械及び装置、建物の附属設備並びに構築物				所 要 資 金 額 合 計 (千円)	設 置 地	供用開始 年 月 日	用 途	事 業 内 容	備 考	
	規 模 (延床面積) (㎡)	所 要 資 金 額 (千円)	内 容			所 要 資 金 額 (千円)							
			名 称	数 量	単 価 (千円)								
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
所 要 資 金 額 合 計													

※ 報告対象事業年度（個人事業者は暦年）の設備投資実績を全て記載すること。

設備投資実績の内訳（器具及び備品）

事業名

番号	内 容				使用場所	供用開始 年 月 日	用 途	事業内容	備 考
	名称	数量	単価 (千円)	所 要 資金額 (千円)					
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
所 要 資金額 合 計									

※ 報告対象事業年度（個人事業者は暦年）の設備投資実績を全て記載すること。

別記様式第23（第37条関係）

特定事業活動の実施に係る認定書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事

年 月 日付けの特定事業活動に係る実施状況報告を踏まえ、福島復興再生特別措置法施行規則第37条第3項の規定に基づき、当該事業活動が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第24（第37条関係）

特定事業活動の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事

年 月 日付けの福島復興再生特別措置法第75条の4第1項の規定による報告については、下記の理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第25（第38条関係）

指定申請書

年 月 日

福島県知事 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

福島復興再生特別措置法第75条の2に規定する指定を受けたいので、福島復興再生特別措置法施行規則第38条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
2. 個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事務所の所在地
3. 設立年月日（法人に限る。）
4. 特定事業活動指定事業者事業実施計画（別紙）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

特定事業活動指定事業者事業実施計画

1. 実施する特定事業活動の内容

- (1) 資本金額 万円（法人に限る。）
- (2) 従業員数 人
- (3) 実施する特定事業活動の内容
 - (イ) 事業の名称
 - (ロ) 具体的な内容
 - (ハ) 特定事業活動の実施場所
 - (ニ) 事業の属する業種名（日本標準産業分類）
 - 大分類：
 - 中分類：
 - 小分類：

2. 上記特定事業活動の実施が収益の増加又は費用の減少に寄与する理由

3. 特定事業活動指定事業者事業実施計画期間（以下「計画期間」という。）及び希望する指定の有効期間

4. 事業の用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する事項

- (1) 計画期間全体における設備投資予定額 総計 千円
- (2) 年度別内訳（別紙1及び2）

5. 被災雇用者等の雇用に対して支給する給与に関する事項

- (1) 計画期間全体における予定延べ雇用者数 総数 人
- (2) (1)の雇用者に対して支給する給与等の支給予定額 総計 千円
- (3) 年度別内訳（別紙3）

6. 事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

- (1) 計画期間全体における事業の実施に要する資金の見込額 総計 千円
- (2) (1)の見込額の調達方法

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

設備投資の年度別内訳（機械及び装置、建物及びその附属設備並び構築物）

事業名

番号	取得年度 ※	建 物		機械及び装置、建物の附属設備並びに構築物				所要 資金額 合計 (千円)	設置予定地	供用開始 予定 年月日	用 途	事業内容	備 考
		規 模 (延床面積) (㎡)	所 要 資金額 (千円)	内 容			所 要 資金額 (千円)						
				名称	数量	単価 (千円)							
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
所 要 資金額 合計													

※ 事業年度（個人事業者は暦年）ごとの設備投資に係る計画を全て記載すること。

設備投資の年度別内訳（器具及び備品）

事業名

番号	取得年度 ※	内 容				使用予定 場所	供用開始 予定 年月日	用 途	事業内容	備 考	
		名称	数量	単価 (千円)	所 要 資金額 (千円)						
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
所 要 資金額 合 計											

※ 事業年度（個人事業者は暦年）ごとの設備投資に係る計画を全て記載すること。

被災雇用者等の雇用に関する事項（年度別内訳）

事業名

--

年度 ※1	予定避難対象雇用者等 (人)			給与等予定支給額 ※2 (千円)		
	福島県内 所在事業所勤務者	福島県内 居住者	小 計	福島県内 所在事業所勤務者	福島県内 居住者	小 計
合 計						

※1 事業年度（個人事業者は暦年）ごとの計画を全て記載すること。

※2 避難対象雇用者等に支給され、所得金額の計算上損金に算入されるもの限り、事業年度（個人事業者は暦年）ごとに区分して記載すること。

別記様式第26（第38条関係）

指定要件に関する宣言書

年 月 日

福島県知事 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

私（当社）は、福島復興再生特別措置法第75条の2に規定する指定を申請するに当たり、福島復興再生特別措置法施行規則第35条各号までに掲げる指定事業者の要件に該当することを宣言します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

指定書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事

年 月 日付けの指定申請について、福島復興再生特別措置法第75条の2に規定する「指定事業者」として、指定します。

記

福島復興再生特別措置法施行規則第35条各号に該当すること。

1. 資本金額 万円（法人に限る。）
2. 従業員数 人
3. 設立年月日 年 月 日（法人に限る。）
4. 特定事業活動の内容

- (1) この指定書は、年 月 日まで有効です。
- (2) この指定が行われたことについては、福島県のホームページにおいて公表します。
- (3) 福島復興再生特別措置法施行規則第35条各号に掲げる指定事業者の要件に該当しなくなったとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第28（第38条関係）

福島復興再生特別措置法第75条の2に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事

年 月 日付けの福島復興再生特別措置法第75条の2に規定する指定の申請については、下記の理由により指定をしません。

記

指定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

認定申請書

年 月 日

福島県知事 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

福島復興再生特別措置法第85条の2第1項に規定する認定を受けたいので、福島復興再生特別措置法施行規則第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
2. 個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事務所の所在地
3. 設立年月日（法人に限る。）
4. 新産業創出等推進事業実施計画（別紙）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

新産業創出等推進事業実施計画

1. 新産業創出等推進事業（以下「事業」という。）の目標

- (1) 目標
- (2) 提出新産業創出等推進事業促進計画に掲げる目標との関係性

2. 事業の内容及び実施期間

- (1) 資本金額 万円（法人に限る。）
- (2) 従業員数 人
- (3) 事業内容
 - (イ) 事業の名称
 - (ロ) 具体的な内容
 - (ハ) 事業を行おうとする所在地及び事業所名
 - (ニ) 事業の属する業種名（日本標準産業分類）
 - 大分類：
 - 中分類：
 - 小分類：
- (4) 実施期間

3. 事業の実施体制

4. 事業の用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する事項

- (1) 実施期間全体における設備投資予定額 総計 千円
- (2) 年度別内訳（別紙1及び2）

5. 原子力災害の被災者である労働者等の雇用及び当該労働者等に対して支給する給与に関する事項

- (1) 原子力災害の被災者である労働者又は平成23年3月11日において福島国際研究産業都市区域内に居住等していた労働者の雇用に関する事項
 - (イ) 実施期間全体における予定延べ雇用者数 総数 人
 - (ロ) (イ)の雇用者に対して支給する給与等の支給予定額 総計 千円
 - (ハ) 年度別内訳（別紙3）
- (2) 事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者の雇用に関する事項
 - (イ) 実施期間全体における予定延べ雇用者数 総数 人
 - (ロ) (イ)の雇用者に対して支給する給与等の支給予定額 総計 千円
 - (ハ) 年度別内訳（別紙4及び5）

6. 事業に関連する開発研究の用に供する減価償却資産の取得又は製作若しくは建設に関する事項

(1) 実施期間全体における設備投資予定額 総計 千円

(2) 年度別内訳 (別紙6)

7. 事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 実施期間全体における事業の実施に要する資金の見込額 総計 千円

(2) (1)の見込額の調達方法

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

設備投資の年度別内訳（機械及び装置、建物及びその附属設備並び構築物）

事業名

番号	取得年度※	建 物		機 械 及 び 装 置、 建 物 の 附 属 設 備 並 び に 構 築 物			所 要 資 金 額 合 計 (千円)	設 置 予 定 地	供 用 開 始 予 定 年 月 日	用 途	事 業 内 容	備 考	
		規 模 (延床面積) (㎡)	所 要 資 金 額 (千円)	内 容									所 要 資 金 額 (千円)
				名 称	数 量	単 価 (千円)							
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
所 要 資 金 額 合 計													

※ 事業年度（個人事業者は暦年）ごとの設備投資に係る計画を全て記載すること。

設備投資の年度別内訳（器具及び備品）

事業名

番号	取得年度 ※	内 容				使用予定場所	供用開始 予 定 年 月 日	用 途	事業内容	備 考
		名称	数量	単価 (千円)	所 要 資金額 (千円)					
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
所 要 資金額 合 計										

※ 事業年度（個人事業者は暦年）ごとの設備投資に係る計画を全て記載すること。

原子力災害の被災者である労働者等の雇用に関する事項（年度別内訳）

事業名

--

年度 ※1	予定避難対象雇用者等 (人)			給与等予定支給額 ※2 (千円)		
	福島国際研究産業都市区 域内所在事業所勤務者	福島国際研究産業都市区 域内居住者	小 計	福島国際研究産業都市区 域内所在事業所勤務者	福島国際研究産業都市区 域内居住者	小 計
合 計						

※1 事業年度（個人事業者は暦年）ごとの計画を全て記載すること。

※2 避難対象雇用者等に支給され、所得金額の計算上損金に算入されるものに限りに、事業年度（個人事業者は暦年）ごとに区分して記載すること。

別記様式第29（別紙4）（第40条関係）

新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者の雇用に関する事項（年度別内訳）

事業名

--

年度 ※1	予定対象雇用者 (人)	給与等予定支給額 ※2 (千円)	従事する業務の内容	部署・役職名	備考
小計					
小計					
小計					
小計					
小計					
合計					

※1 事業年度（個人事業者は暦年）ごとの計画を全て記載すること。

※2 避難対象雇用者等に支給され、所得金額の計算上損金に算入されるものに限りに、事業年度（個人事業者は暦年）ごとに区分して記載すること。

新産業創出等推進事業に係る業務分担表

事業名

--

No.	部署 役職・役割	氏名	採用年月	従事開始 予定年月	担当業務	新産業創出等推進事業 との関連性	当該職務に必要とされる 専門的な知識・技能	業務開始 予定時期	業務終了 予定時期	備考	従前の部署 役職・役割	従前の担当業務	当該職務に必要とされる (専門的な)知識・技能	業務開始 時期	業務終了 時期
1															
2															
3															
4															
5															
6															

別記様式第29（別紙6）（第40条関係）

事業に関連する開発研究の用に供する減価償却資産の取得又は製作若しくは建設に関する事項（年度別内訳）

事業名

--

番号	取得年度※	開発研究の用に供される減価償却資産				設置予定地	供用開始 予定 年月日	用途	事業内容	備考
		内容			所要 資金額 (千円)					
		名称	数量	単価 (千円)						
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
所要 資金額 合計										

※ 事業年度（個人事業者は暦年）ごとの計画を全て記載すること。

別記様式第30（第40条関係）

認定基準に関する宣言書

年 月 日

福島県知事 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

私（当社）は、福島復興再生特別措置法第85条の2第1項に規定する認定を申請するに当たり、同条第3項各号に掲げる新産業創出等推進事業実施計画の基準に適合することを宣言します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第3 1（第41条関係）

変更認定申請書

年 月 日

福島県知事 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた新産業創出等推進事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、福島復興再生特別措置法第85条の2第4項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 変更事項

変更前	変更後

2. 変更の趣旨及び理由

計画変更に至った背景等を具体的に記載すること。

3. 変更後の新産業創出等推進事業実施計画（別紙）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

第一条 この庁令は、令和三年四月一日から施行する。

(指定事業者の指定の申請手続等に係る特例)

第二条 この庁令の施行の日(以下この条において「施行日」という。)前に復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十六号。以下この条において「復興庁設置法等改正法」という。)第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法(以下この条において「旧復興特区法」という。)第四条第一項に規定する復興推進計画(その全部又は一部の区域が岩手県、宮城県又は福島県の区域である同項に規定する特定地方公共団体により作成されたもの(単独で作成されたものにあつては、岩手県又は仙台市により作成されたものに限る。)に限る。以下この条において「旧復興推進計画」という。)に基づく旧復興特区法第三十七条第一項の指定(以下この項において「旧指定」という。)を受けた個人事業者又は法人が、当該旧復興推進計画を作成した旧復興特区法第四条第一項に規定する特定地方公共団体のうち復興庁設置法等改正法第二条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法(以下この条において「新復興特区法」という。)第四条第一項に規定する特定地方公共団体に相当するものが作成する同項に規定する復興推進計画に基づく新復興特区法第三十七条第一項の指

定を受けるために施行日以後に東日本大震災復興特別区域法施行規則第十条の規定により当該指定の申請をしようとする場合（その申請に係る同令第八条第一項第一号に規定する指定事業者事業実施計画が当該旧指定に係る同号に規定する指定事業者事業実施計画と同一性を失わない範囲のものである場合に限る。）における同令第十条の規定の適用については、同条第一項中「申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを」とあるのは「申請書を令和三年四月一日から相当な期間内に」と、同条第五項中「指定の日」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令（令和三年復興庁令第 号）附則第二条第一項に規定する旧復興推進計画（第八項において「旧復興推進計画」という。）に基づく指定の日」と、同条第八項中「第三項の規定による指定の日」とあるのは「旧復興推進計画に基づく指定の日」とする。

2 施行日前に旧復興推進計画に基づく旧復興特区法第三十九条第一項の指定（以下この項において「旧指定」という。）を受けた個人事業者又は法人が、当該旧復興推進計画を作成した旧復興特区法第四条第一項に規定する特定地方公共団体のうち新復興特区法第四条第一項に規定する特定地方公共団体に相当するものが作成する同項に規定する復興推進計画に基づく新復興特区法第三十九条第一項の指定を受けるために施行日以後に東日本大震災復興特別区域法施行規則第十六条の規定により当該指定の申請をしようとする場合（その申請に係る同令第十

四条第一号に規定する指定事業者事業実施計画が当該旧指定に係る同号に規定する指定事業者事業実施計画と同一性を失わない範囲のものである場合に限る。）における同令第十六条の規定の適用については、同条第一項中「申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを」とあるのは「申請書を令和三年四月一日から相当な期間内に」と、同条第五項中「指定の日」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令（令和三年復興庁令第 号）附則第二条第一項に規定する旧復興推進計画（第八項において「旧復興推進計画」という。）に基づく指定の日」と、同条第八項中「第三項の規定による指定の日」とあるのは「旧復興推進計画に基づく指定の日」とする。